

報道関係者各位

令和7年7月25日

舞鶴都市計画の指定に伴う手続きについて

舞鶴都市計画の指定について、皆様からご意見を伺うため、原案の閲覧及び公述申出を経て公聴会を開催します。公聴会は都市計画案作成のための意見聴取を目的としており、質疑応答は予定しておりません。

1. 原案の閲覧、公述申出

①内容

- 舞鶴都市計画 特定用途誘導地区（伊佐津地区）の指定
- 舞鶴都市計画 伝統的建造物群保存地区（吉原地区）の指定

②原案の閲覧場所

舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館
（申出書の提出は舞鶴市都市計画課）

③閲覧期間及び公述申出期間

令和7年8月28日（木）～令和7年9月11日（木）

④公述申出できる方

- 原案に係る区域内に住所がある方
- 原案の利害関係のある方

2. 公聴会（公述申出書の提出がなければ開催なし）

①日時 令和7年9月18日（木）13時30分～

②場所 舞鶴市役所 別館5階 大会議室

※公聴会でご意見いただける方は公述申出期間にあらかじめ公述申出書を提出していただいた方のみとなります。

※どなたでも傍聴可能です。



SDGs未来都市

舞鶴市 都市計画課（担当：上羽、山下）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

[TEL:0773-66-1024](tel:0773-66-1024)、[FAX:0773-62-9891](tel:0773-62-9891)

E-mail:tokei@city.maizuru.lg.jp